

4 交際相手からの暴力や暴言が怖い

こんなことはありませんか？

- なぐったり、けったりされる
- バカにされる
- 大声で怒鳴られる
- 他の人と仲良くしていると責められる
- 他の人との付き合いを制限される
- メッセージの返事をすぐ返さないと怒られる
- スマホの中身をチェックされる
- 常に行動をチェックされる（監視アプリ等）
- 性的な行為を強要される
- デートのお金をいつも負担させられる
- 恋人なのに会うのがなぜか怖い
- 恋人には怖くて自分の気持ちは言えない
- いつも恋人の顔をうかがってしまう



□に1つでもチェックがついたあなた…
デートDVの可能性もあるかも？

デートDVについて知りたいときは

With You さいたま
☎048-600-3800

月～土 10:00～20:30
(祝日、第3木曜日、年末年始を除く)



緊急時は迷わず110番！

友達にデートDVを相談された！

- ・批判しないで、ゆっくり話を聞きましょう。
- ・「何があっても暴力はいけない。暴力を振るわれたのはあなたのせいじゃない」と伝えてください。
- ・相談窓口で相談するよう伝えてください。



「それは愛されてるからだよ」
「なぜ別れないの？」
「あなたも悪いんじゃない？」

勇気を出して話した友達が思うこと
「もう誰にも相談できない」

友達がデートDVを受けているかも

- ・「なにか困ったことはない？」と聞いてみましょう。
- ・素直に心配な気持ちを伝えてもいいかも。
- ・お友達はその時は「なんでもないよ」と答えるかもしれません。でも、DVの被害の経験者のお話によると、自分を心配してくれた友達の言葉が一番勇気づけられたそうですよ。



6 これってストーカー？

こんなことはありませんか？

- つきまとい、待ち伏せ、家の周りをうろつかれた！
- 居留守使うんじゃない！と玄関先で毎日叫ばれる。
- 電話で「バカ！」と怒鳴ったり、大量に無言電話。
- 誰も知らない私の行動がSNSに書き込まれた！
- 嫌だというのに毎日電話を何度もかけて来たり、メールやSNSに大量にメッセージを送信。
- 「尻軽」と書かれた私の写真がまかれた！
- ポルノ画像の顔を私に加工したものを送りつけてきた



恋愛感情や失恋への恨みを果たすことを目的に、好意を抱いた相手やその家族に対し、つきまといなどや法で定めるストーカー行為を行った場合は、「ストーカー規制法」の対象となります。

① 知っておこうストーカー規制法でできる3つのこと

- ① 警告
警察署長等により相手に「警告」をすることができます。
- ② 禁止命令
相手が警告に従わないとき、公安委員会は「禁止命令」を行うことができます。
- ③ 処罰 次の場合処罰の対象となります。
 - ストーカー行為をした場合
1年以下の懲役または100万円以下の罰金
 - 公安委員会の禁止命令に従わずストーカー行為をした場合
2年以下の懲役または200万円以下の罰金



7 その契約・アルバイト大丈夫？

こんな被害が起きています

- モデルの仕事だと言われて事務所にいくと、アダルトビデオの撮影だった。
- SNSで、「マジックミラー越しに座ってポーズをとるだけの簡単なお仕事！」と聞いていたのに、客の前で胸や下半身を強調するポーズをとられるなど、要求がエスカレートしていった。



モデルやアイドルのスカウト、アルバイトへの応募をきっかけに性的な行為を強要される事例が発生しています。

犯罪の発生には至ってないけれど、相談したい
もよりの警察署又はけいさつ総合相談センターへ
☎ #9110

ダイヤル回線及び一部のIP電話からは 048-822-9110
(24時間年中無休)

弁護士に相談したい

自治体（県・市）、法テラスや弁護士会など、弁護士による無料の法律相談をやっています。

たとえば 埼玉弁護士会（本部）【予約制】

☎ 048-710-5666

月～金 9:00～17:00 土 9:30～11:30

※祝日を除く

5 性暴力の被害を受けた！

こんなことはありませんか？

- ちかんにあった
- 胸を触られた
- むりやりキスされた
- 裸の写真がインターネットにアップされていた
- レイプされたなんてだれにもいえない

これはすべて性暴力にあたります。

社会にはびこる「レイプ神話」

- 被害者が派手な服装だったから・・・
→加害者に対する調査によれば、被害者を選んだ理由は「届け出ないだろう」「おとなしそう」がもっとも多く、「挑発的な服装」はむしろ少数でした。
- どうしても性欲を抑えられなかった・・・
→力によって「支配」する等の目的で行っています。実行にあたっては計画的な面が見られます。
- いやならもっと抵抗できたのでは？
→突然おそわれると、体を動かすことは実際は難しいです。
- 知らない人に警戒しなかったから・・・
→加害者は知人の場合がむしろ多数です。加害者が知人の場合、被害が表面化しにくいことも多いのです。
性暴力について社会にはびこるこのような迷信は、被害者を追い込んで被害を訴えさせないようにしたり、加害者が都合よく利用できるようにできています。
しかし、本来加害行為を行った責任はすべて加害者にあり、被害者にはありません。

性暴力被害を受けたときは

電話・面接相談、関係機関などの情報提供、病院や警察への付き添いなど、様々な形で性暴力被害者をサポートしています。



アイリスホットライン

☎0120-31-8341

(フリーダイヤル・24時間年中無休)

一部IP電話など：048-839-8341（通話有料）



With You さいたまでは

匿名で御相談に応じます。カウンセリングも実施します。
☎ 048-600-3800 ※インターネット相談あり
月～土 10:00～20:30 (祝日、第3木曜日、年末年始を除く)

24時間無休で相談ののってます

よりそいホットライン

☎0120-279-338 ③

(フリーダイヤル・24時間年中無休)



相談なんてとても無理・・・

性暴力被害者向けハンドブックがあります。
「一人じゃないよ あなたのこれからのための支援情報ハンドブック」



(犯罪被害者のメンタルヘルス情報ページ)

ストーカー？と思ったらすぐに対策！

- いつ、どこで、どんな被害を受けたかを些細なことでも細かくノートにメモしておきましょう。
- 優しさは禁物。断固拒否する意思を伝えます。
- 外に個人情報漏れないようにします。SNS、家のゴミや郵便物にも注意しましょう。
- 一人で悩んだり解決しようとせず、警察などに早目に相談をしましょう。
- 家の鍵等防犯への備えを厳重にしましょう。
- できる限り一人にならない状況を作りましょう。
- 人通りが多い道を選んだり、タクシーの利用、知人と一緒に行動するなどの対策をしましょう。



ストーカーに関する相談は

もよりの警察署又はけいさつ総合相談センター
☎ #9110

ダイヤル回線及び一部のIP電話からは
☎ 048-822-9110

月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)

※上記以外の時間帯も受付けていますが、警察本部
当直での対応となります。



緊急時は迷わず110番！

8 仕事について相談したい

こんなことはありませんか？

- いきなり就職活動するのは不安・・・
- 就職に役立つ資格や講座は？
- 就職活動に向けて専門的な助言がほしい
- 履歴書の書き方や面接の仕方がわからない
- 自分にどんな仕事があるかわからない



就職のための公的機関としてはハローワークがよく知られていますが、若い人や女性を対象に、就職の相談や職業紹介が受けられるところがあります。

職場体験や、仕事に不安がある人向けのセミナーなども行っています。

女性キャリアセンター

働きたい女性、働く女性の就業を支援する施設です。

☎ 048-601-5810

月～土 9:30～17:30

(祝日、年末年始、第3木曜日及び臨時休館日を除く)

ヤングキャリアセンター埼玉

就業を希望する39歳以下及び正社員経験の少ない44歳以下の方のためのワンストップセンターです。

☎ 048-826-5931

月～金 10:00～19:00

土 10:00～17:00 (就職相談・セミナーのみ)